

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人らについて、①1世帯5名（夫婦、未成年の子2名及び夫の亡母（申立人らのうち3名が相続））につき、夫の仕事や子らの通学の関係で家族別離が生じたことを考慮して、平成23年10月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められたほか、原発事故前は申立人夫の所有する田畑で作った米及び野菜を自家消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで年額18万円（米につき6万円、野菜につき12万円）の生活費増加費用（ただし、既払金は控除。）の賠償が認められ、②申立人夫につき、帰還困難区域（大熊町）所在の土地（登記記録上の地目は保安林、課税台帳上の地目は雑種地）の財物損害として、東京電力が委託した調査において不動産鑑定士が現況を宅地と評価して算定した価格が示されたことから、同価格が賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1 表明及び保証

申立人X2、同X5及び同X6は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

1. 亡A（以下「被相続人」という。）が令和5年12月〇日に死亡し、申立人X2、同X5及び同X6が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
2. 申立人X2、同X5及び同X6の知る限り、申立人X2、同X5及び同X6が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1及び2記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙1及び2記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）に対する和解金として合計金44,945,738円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人X1及び被申立人は、令和6年2月28日付け和解契約書（一部）記載のとおり、被申立人が申立人X1に対して、第2項記載の損害の一部として金1,300,000円が支払い済みであることを確認する。

第5 支払方法
(省略)

第6 清算

申立人らと被申立人は、別紙1及び2記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年1月21日

(別紙3 物件目録省略)

(仲介委員 和田 千代)

別紙 1

申立人ら全員分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 I）⑧ （別離）による増額分） 期間：平成 2 3 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	2,340,000
生活費増加費用（自家消費野菜・米） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	465,000
家財に係る財物損害	1,100,000

申立人 X 1 分

単位：円

損害項目／期間	金額
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 1） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 9 月 1 0 日まで	300,000
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 2） 期間：平成 2 9 年 6 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	1,000,000
就労不能損害 期間：平成 2 4 年 3 月 1 日から平成 2 7 年 2 月 2 8 日まで	5,670,738

申立人 X 2 分

単位：円

損害項目／期間	金額
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 1） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 9 月 1 0 日まで	300,000
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 2） 期間：平成 2 9 年 6 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	1,000,000
別紙 3 物件目録記載の不動産に係る財物損害	30,170,000

別紙 2

申立人 X 3 分

単位：円

損害項目／期間	金額
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 1） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 9 月 1 0 日まで	300,000
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 2） 期間：平成 2 9 年 6 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	1,000,000

申立人 X 4 分

単位：円

損害項目／期間	金額
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 1） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 9 月 1 0 日まで	300,000
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 2） 期間：平成 2 9 年 6 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	1,000,000